

連携協力に関する協定書

九度山町（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）と株式会社紀陽銀行（以下「丙」という。）とは、少子高齢化、経済のグローバル化が進展し、生活様式・消費構造等が大きく変化する中、九度山町の優れた観光資源や地域の産業特性を踏まえ、相互の連携協力を円滑にし、共通の使命である地域経済活性化のため、産業の育成強化に資する事業の実施に努めることとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、産業施策及び金融政策等における各者の特性を活かしつつ、協働による事業活動を推進し、もって活力あふれる元気な地域経済の創造に貢献することを目的とする。

（活動内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 九度山町の地域資源を活かした新事業創出や地域活性化に寄与する事業
- (2) 域内中小規模企業の技術の向上並びに競争力強化に寄与する事業
- (3) 相互の人材育成に資する人事交流促進に関する事業
- (4) その他地域経済の活性化に寄与する事業

（情報交換会の開催）

第3条 前条各号に規定する事業の実施に当たって甲乙及び丙は、適宜情報交換会を開催するものとする。

（連携窓口の設置）

第4条 甲乙及び丙は、連携・協力に関する窓口をそれぞれ設置し、相互に協議・情報交換等を行うと共に、第2条各号に規定する事業を強力に推進することとする。

（秘密保持義務）

第5条 甲乙及び丙は、第2条各号に規定する事業の実施により、知り得た技術上又は営業上的一切の情報（公知となったものは除く。以下「秘密情報」という。）について秘密保持の義務を負うものとする。

2 甲乙及び丙は、秘密情報を相手方の事前の同意なしに第三者への漏洩又は開示をしてはならない。ただし、裁判所、その他の公的機関等から開示命令又は開示要請を受けた場合を除くものとする。

3 本協定の終了後といえども、甲乙及び丙の秘密保持義務は消滅しないものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、その締結の日から1年間とし、本協定終了日の30日以前に当事者が別段の意思表示をしない場合は、本協定は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙及び丙は共に誠意をもって協議し、解決するものとする。

(その他)

第8条 本協定は、甲乙及び丙が、それぞれ他の金融機関その他の機関との間で、第1条の目的と同様の契約を締結するものを妨げるものではない。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙及び丙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年8月1日

甲 住 所 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1190番地
氏 名 九度山町
九度山町長 岡 本 章 

乙 住 所 〒640-8510 和歌山市栄谷930番地
氏 名 国立大学法人和歌山大学長
山 本 健 慎 

丙 住 所 和歌山市本町1丁目35番地
氏 名 株式会社紀陽銀行
代表取締役 片山 博臣 